

## 第 5 次西宮市総合計画後期基本計画策定に係る学識経験者懇談会設置要綱

## (趣 旨)

第 1 条 本市では、令和元年度から 10 年間のまちづくりの指針となる第 5 次西宮市総合計画において、「未来を拓(ひらく)く 文教住宅都市・西宮 ～憩い、学び、つながりのある美しいまち～」を都市目標に定め、各種施策や事業を推進している。本計画における前期基本計画期間は令和 5 年度で終了し、新たに令和 6 年度から 5 年間の計画期間とする後期基本計画の策定に当たり、各専門分野の学識経験者から意見を聴取するため、学識経験者懇談会（以下「懇談会」という。）を開催する。

## (名 称)

第 2 条 懇談会の名称は、「第 5 次西宮市総合計画後期基本計画策定に係る学識経験者懇談会」とする。

## (検討内容)

第 3 条 懇談会において、次の各号に掲げる内容を検討し意見する。

- (1) 後期基本計画の策定に関する事項
- (2) 後期基本計画における各施策に対する意見・助言
- (3) その他、後期基本計画に関すること

## (構 成 員)

第 4 条 懇談会の構成員は、別紙のとおりとする。

## (運 営)

第 5 条 懇談会に座長及び座長代理を置く

- 2 座長は、懇談会構成員の互選により定めることとし、座長代理は座長が指名する。
- 3 座長は、懇談会を招集し、主宰する。
- 4 座長代理は、座長を補佐し、座長不在の時は、座長に代わり懇談会を招集し、主宰する。
- 5 懇談会は、必要がある時は、外部の関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 6 懇談会は原則として公開とする。ただし、公開することにより、公正かつ円滑な運営に著しい支障を及ぼすと認められる場合は、座長は懇談会を非公開とすることができる。

## (開催期間)

第 6 条 懇談会の開催期間は、令和 4 年 10 月から令和 6 年 3 月を目途とする。

## (庶 務)

第 7 条 懇談会の庶務は、政策局政策総括室政策推進課において処理する。

(雑 則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年7月11日から実施する。
- 2 この要綱は、第6条に定める期間を経過した時にその効力を失うものとする。

第5次西宮市総合計画後期基本計画策定に係る学識経験者懇談会構成員

(五十音順・敬称略)

おか えりこ  
岡 絵理子 関西大学環境都市工学部 教授

きゃくの たかし  
客野 尚志 関西学院大学総合政策学部 教授

くらし てつや  
倉石 哲也 武庫川女子大学文学部 教授

さとう しん  
佐藤 真 関西学院大学教育学部 教授

にいかわ たつろう  
新川 達郎 同志社大学 名誉教授

にしむら じゅんじ  
西村 順二 甲南大学経営学部 教授

はなだ まりこ  
花田 真理子 大阪産業大学デザイン工学部 教授

ばんば みちこ  
馬場 美智子 兵庫県立大学大学院 減災復興政策研究科 教授

ふじい ひろし  
藤井 博志 関西学院大学人間福祉学部 教授

## 第5次西宮市総合計画後期基本計画策定に係る学識経験者懇談会運営要領

### (目 的)

第1条 本要領は、第5次西宮市総合計画後期基本計画策定に係る学識経験者懇談会（以下、「懇談会」とする）設置要綱第8条の規定に基づき、懇談会の運営等に関し、必要な事項を定める。

### (会議の非公開)

第2条 懇談会設置要綱第5条第6項の規定に基づき懇話会を非公開とする場合は、座長による非公開の決定の前に、各構成員に対して事務局が非公開理由等を説明した上で、各構成員が非公開に関し意見を述べる機会を設けるものとする。

### (傍 聴)

第3条 懇談会の傍聴を希望する者は、事務局に申し出なければならない。

2 傍聴希望者が多数である時は、人数を制限することができる。その場合、事務局は、傍聴を希望する者のうちから抽選によって傍聴者を決定する。

3 座長は、傍聴者が指示に従わず、懇話会の秩序を乱すなどの行為をしたときは、退場を命じることができる。

### (会 議 録)

第4条 会議録には次の事項を記載する。

- (1) 懇談会の日程及び場所
- (2) 構成員の出席状況及び出席した事務局職員の役職名
- (3) 懇談会の内容
- (4) その他懇談会が必要と認めた事項

### 附 則

1 この要領は、令和4年7月11日から施行する。

2 この要領は、第5次西宮市総合計画後期基本計画策定に係る学識経験者懇談会設置要綱第6条に定める期間を経過した時にその効力を失うものとする。